

特定非営利活動法人すけっとファミリー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すけっとファミリーという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市瑞穂区弥富通三丁目45番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅で援助の必要な障害者、高齢者、社会参加をめざす人々やその家族、その他手助けを必要とする多くの人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービス等をはじめとする福祉やまちづくりや子どもの健全育成に関する事業を行い、もっては社会福祉や公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業
- ② 介護保険法による居宅サービス事業
- ③ 介護保険法による介護予防サービス事業
- ④ 介護保険法による居宅介護支援事業
- ⑤ 介護保険法による小規模多機能の介護施設事業
- ⑥ 介護保険法による第1号訪問事業及び第1号通所事業
- ⑦ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業及び障害福祉サービス事業
- ⑧ 介護教室、ホームヘルパーの教育研修事業
- ⑨ 子育て支援サービス事業
- ⑩ 移送サービス事業

- ⑪ デイサービス事業
- ⑫ 配食サービス事業
- ⑬ 福祉やまちづくりに関する啓発や調査研究事業
- ⑭ 福祉やまちづくりに関する用具や物品の提供事業
- ⑮ 福祉やまちづくりに関する相談助言事業
- ⑯ 高齢者や障害者等の自立や生活を支援する事業
- ⑰ 福祉やまちづくりに関する場所提供事業
- ⑱ 福祉に関する講演会事業
- ⑲ その他目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の運営及び活動に参加する個人

(2) 活動会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(4) 利用会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の福祉サービスを受ける個人及び団体

(5) イキシア会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動にかかわる意思を持つ個人

(6) ボランティア会員

この法人の目的に賛同して入会し法人のボランティア活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員を除くその他の会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長・副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。それ以外の理事は、

法人の業務について法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 役員の選任又は解任
 - (6) 会員の除名
 - (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をも

って、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことによ

り、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) この法人の運営の為に必要な規則の制定と改廃
- (4) 事業計画及び予算ならびにその変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 役員の職務及び役員の報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人で解散の総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	加藤 純子
副理事長	北嶋 みち代
理 事	田中 娃子
監 事	荻須 幸子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 5 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。但し、任意団体すけっとファミリーから移籍する者については、入会金及び設立の初年度の年会費を徴収しない。

①正会員	入会金	1,000 円	年会費	2,000 円
②活動会員	入会金	1,000 円	年会費	2,000 円
③個人賛助会員	入会金	5,000 円	年会費 1 口	5,000 円
④団体賛助会員	入会金	5,000 円	年会費 1 口	10,000 円

附則

この定款は、平成 24 年 5 月 31 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成 24 年 11 月 28 日）から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成 25 年 11 月 21 日）から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成 29 年 6 月 15 日）から施行する。

附則

この定款は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この定款は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（令和7年 月 日）から施行する。

令和 7 年度事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日)

1. 事業実施の概略

(1) 現状認識と重点的な取り組み

「2025 年問題」の年になりました。いわゆる「団塊の世代（1947 年から 3 年間の「第 1 次ベビーブーム」に生まれた団塊の世代）」が全員 75 歳以上になる年で、医療介護現場では後期高齢者の増加を背景に今後、在宅医療介護などの需要がさらに高まると考えられています。

「第 1 次ベビーブーム」の人口のボリュームゾーンが高齢化するのに伴い、労働可能者が急速に減少し、少子化も加わり、深刻な労働力（担い手）不足を迎えています。

今までマンパワーで補っていた種々の公的サービスが行き詰まり、セーフティネットがほころび、コロナ禍の 5 年で加速した「人と人とのつながりの希薄化」が重なり、地域で孤立する人が増えていくことが懸念されています。

そのようななか、すけっとファミリーの理念「全ての人々が健やかで安心して暮らせる地域社会づくり」がより求められます。

「持続可能な活動」のため、令和 7 年度は「担い手の確保のための働きやすい環境（風通しのよい職場・見える化される職場）作り及び経営の安定の土台作り」を目指し、以下を組みます。

○令和 7 年度の重点的な取り組み事項

- ①【訪問・通所】組織運営の安定のため、役割（担当）の明確化、業務の整理・改善（業務の可視化、課題整理、明確化など）及び評価制度の見直しを行い、会議機会を増やす。
- ②【居宅】特定事業所加算の取得及び基準に沿った運営の実施
- ③【全体】サービス提供量維持のための職員の確保
- ④【全体】「認定 NPO 法人」を活かした寄附者数を増やすための計画を策定し実施する。
- ⑤【全体】地域とコラボレーション（共同）する機会の創出とすけっとファミリーの活動への参加者（賛助会員、ボランティア会員含む）を増やす。

(2) 事業実施の概略

瑞穂区及びその近隣に対して、高齢者・障害者及びその他手助けを必要とする人たちの介護・家事援助等を中心に活動を行います。さらに令和 5 年度から行っている「まま食堂」（みずほみんなの食堂×すけっとファミリー）を継続し、定款を変更し「地域とコラボレーション（共同）する機会」を創出していきます。

令和 6 年度計画概略の「さらなる地域貢献・発展のために「事業体」×「ボランティア活動」の

展開を模索」を継続し、” 会話で生まれる笑顔のつながり” をキーワードにフォーマルな「高齢者・障害者介護保険事業」で育んできた地域との笑顔のつながりをインフォーマルな「在宅支援」や「ボランティア活動」で底上げし、より豊かな地域づくりに貢献していきたいと思います。

「高齢者・障害者介護保険事業」と「ボランティア活動」の両立を目標に、既存の組織・事業運営を滞りなく実施できる体制の構築を目指し点検、整備し、各種関係法令の確認及び順守の徹底を継続しつつ、事業を進めていきたいと思っています。

上記の重点的な取り組み事項①～⑤を視座し、以下の種々の事業を実施していきます。

また上記⑤の「機会の創出」をすけっとファミリーが主体となり機動的に行えるようにするため、令和 7 年度の総会において、定款（第 5 条（事業））に「⑩その他目的を達成するための事業」を加えることを議論します。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかわる事業

①訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業

(ア) 事業内容

高齢者・障害者・その他援助を必要とする人々の介護援助（入浴や排泄の介助・清拭・おむつ 交換・食事介助・通院介助など）、家事援助（調理・買物・掃除など）

(イ) 実施日時

随時

(ウ) 実施場所

瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか

(エ) 従事者

正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

援助の必要な障害者・高齢者及びその他手助けを必要とする人々

(カ) 収入額：2,500,000 円 ※保険外利用料

・利用料単価（2,500 円）

(キ) 支出額：2,158,000 円

・介護保険外人件費（1,910,000 円）

・その他、この事業に係わる経費（248,000 円）

②介護保険法による居宅サービス事業

(ア) 事業内容

援助を必要とする要介護者の訪問介護・通所介護

(イ) 実施日時

訪問介護 随時

通所介護 毎週月曜日から土曜日 9 時 40 分～16 時 45 分

(ウ) 実施場所

訪問介護 瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか
通所介護 瑞穂区弥富通三丁目 45 番地

(エ) 従事者

訪問介護：正会員及び活動会員
通所介護：正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

- ・訪問介護
援助の必要な要介護認定高齢者
- ・通所介護
一人住まいあるいは引きこもりがちな高齢者及び基準該当の障害者

(カ) 収入額 : 63,500,000 円

1. 訪問介護利用料 (27,500,000 円)
 - ・利用単価 (介護保険報酬単価による)
2. 通所介護利用料 (36,000,000 円)
 - ・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 56,054,200 円

- ・訪問介護人件費 (20,280,000 円)
- ・通所介護人件費 (24,455,000 円)
- ・その他、この事業にかかる経費 (円) (11,319,200 円)

【訪問 : 3,176,000 円、通所 : 8,143,200 円】

③介護保険法による介護予防サービス事業

実施なし

④介護保険法による居宅介護支援事業

(ア) 事業内容

介護保険サービスに係るケアプラン作成等

(イ) 実施日時

月曜から金曜の午前 9 時から午後 5 時まで

(ウ) 実施場所

瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか

(エ) 従事者

介護支援専門員

(オ) 受益対象者の範囲・延べ利用人数

居宅支援を必要とする人々

(カ) 収入額 : 13,200,000 円

(キ) 支出額 : 13,200,000 円

⑤介護保険法による小規模多機能の介護施設事業
実施なし

⑥介護保険法による第1号訪問事業及び第1号通所事業

1) 予防専門型訪問サービス

(ア) 事業内容

援助を必要とする要支援者の訪問介護

(イ) 実施日時

訪問介護 随時

(ウ) 実施場所

訪問介護 瑞穂区

(エ) 従事者

訪問介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲及び利用件数

援助の必要な要支援認定高齢者

(カ) 収入額 : 15,000,000 円

・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 12,934,000 円

・人件費 (11,458,000 円)

・その他、この事業にかかる経費 (1,476,000 円)

2) 生活支援型訪問サービス

(ア) 事業内容

援助を必要とする要支援者の訪問介護

(イ) 実施日時

訪問介護 随時

(ウ) 実施場所

訪問介護 瑞穂区

(エ) 従事者

訪問介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲及び利用件数・人数

援助の必要な要支援認定高齢者

(カ) 収入額 : 100,000 円

・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 86,000 円

・人件費 (76,000 円)

・その他、この事業にかかる経費 (10,000 円)

3) 予防専門型通所サービス

(ア) 事業内容

援助を必要とする要支援者の通所介護

(イ) 実施日時

通所介護 毎週月曜日から土曜日 9時40分～16時45分

(ウ) 実施場所

通所介護 瑞穂区弥富通三丁目45番地

(エ) 従事者

通所介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

一人住まいあるいは引きこもりがちな高齢者

(カ) 収入額 : 4,000,000 円

・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 3,975,000 円

・人件費 (3,026,000 円)

・その他、この事業にかかる経費 (949,000 円)

⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業及び障害福祉サービス事業

(ア) 事業内容

- ・障害福祉サービス：障害者（児）の援助を必要とする人々の介護援助、移動、家事援助等を行う
- ・生活介護：一人住まいあるいは引きこもりがちな障害者（基準該当）

(イ) 実施日時

- ・障害福祉サービス 随時
- ・生活介護 毎週月曜日から土曜日 9時40分～16時45分

(ウ) 実施場所

- ・障害福祉サービス 瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか
- ・生活介護 瑞穂区弥富通三丁目45番地

(エ) 従事者

- ・障害福祉サービス 正会員及び活動会員
- ・生活介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

- ・障害福祉サービス：援助の必要な障害者（児）
- ・生活介護：一人住まいあるいは引きこもりがちな障害者

(カ) 収入額 : 31,600,000 円

・障害福祉サービス (23,600,000 円)

【障害者自立：19,429,000 円 移動支援：4,171,000 円】

- ・生活介護（8,000,000 円）
- （キ）支出額：28,299,000 円
- ・障害福祉サービス（20,353,000 円）
 - ・人件費（18,029,000 円）【自立：14,843,000 円 移動：3,186,000 円】
 - ・その他この事業に係る経費（2,324,000 円）【自立：1,913,000 円 移動：411,000 円】
- ・生活介護（7,946,000 円）
 - ・人件費（6,049,000 円）
 - ・その他、この事業に係る経費（1,897,000 円）

⑧介護教室、ホームヘルパーの教育研修事業

計画なし（随時実施）

※令和5年度までは特定非営利活動法人なごや福祉ネットが名古屋市から受託する「名古屋市日常生活支援研修」の受講生の受け入れを行っていましたが、今年度は受託しなかったため、「計画なし」、他団体の依頼があったタイミングでの随時実施にしています。

⑨子育て支援サービス事業

（ア）事業内容

共働き家庭のお子さんの送迎や緊急時の送迎・留守番。ひとり親家庭や産後家庭の家事援助等

（イ）実施日時

随時

（ウ）実施場所

瑞穂区

（エ）従事者

正会員及び活動会員

（オ）受益対象者の範囲

手助けを必要とする共稼ぎ家庭・ひとり親家庭及び産前産後の家庭の子どもやその家族

・産後ヘルプ 延べ利用件数

・ひとり親 延べ利用件数

（カ）収入額：900,000 円

（キ）支出額：776,000 円（人件費：687,000 円 その他この事業に係る経費：89,000 円）

⑩移送サービス事業

計画なし

⑪デイサービス事業

計画なし（随時実施）

⑫配食サービス事業

計画なし

⑬福祉やまちづくりに関する啓発や調査研究事業
計画なし

⑭福祉やまちづくりに関する用具や物品の提供事業
計画なし

⑮福祉やまちづくりに関する相談助言事業
居宅介護支援事業所で「高齢者なんでも相談室」として実施

⑯高齢者や障害者等の自立や生活を支援する事業

(ア) 事業内容

無料で部屋を提供し、様々な教室を開いてもらい、高齢者障害者など引き篭もりがちな方々に趣味と生き甲斐に繋がるきっかけを提供。また、新たにボランティア活動を展開。

(イ) 実施日時

雁道すけっと茶論 : 毎月第3木曜日(絵手紙) 13時～15時

弥富通すけっと茶論 : 毎月第4木曜日(絵手紙) 13時半～15時半

(ウ) 実施場所

雁道すけっと茶論 : ハットリ本店(滝子商店街)(絵手紙)

※コロナ禍前まで開催会場の「雁ぶらサロン」はR6年1月末で閉鎖になりました。

弥富通すけっと茶論 : すけっとファミリー研修室(絵手紙)

(エ) 従事者

すけっとファミリースタッフ

(オ) 受益対象者

高齢者・障害者その他地域の方々

(カ) 収入額 : 50,000円

(キ) 支出額 : 100,000円

⑰福祉やまちづくりに関する場所提供事業

(ア) 事業内容

地域の課題解決のために活動している個人、団体に対して、すけっとファミリーの場所を提供する。

(イ) 実施日時

①まま食堂 : 毎月第2金曜日 17:00～20:00

(ウ) 実施場所

①デイサロンりふれ

(エ) 従事者

①正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

地域の課題解決のために活動している個人、団体

(カ) 収入額 : 0 円

(キ) 支出額 : 30,000 円 (人件費 : 30,000 円)

⑱福祉に関する講演会事業

計画なし

⑲その他目的を達成するための事業

(ア) 事業内容

すけっとファミリーの目的を達成するための事業を試験的に行う。事業の継続性（事業化）が見込める場合は上記の他事業同様、項目を設けて明確化する。

(イ) 実施日時（未定）

(ウ) 実施場所（未定）

(エ) 従事者：すけっとファミリー会員

(オ) 受益対象者：高齢者、障害者、その他地域の方々

(カ) 収入額（未定）

(キ) 支出額（未定）

※事業内容、実施日時、実施場所、収入額、支出額は定款変更手続き完了後の理事会にて承認を得る。

3. 会議の開催に関する事項

(1) 総会

(ア) 開催日時及び場所

令和7年6月5日（木） 午後18時から18時45分
瑞穂区弥富通三丁目45番地 デイサロシリふれ

(イ) 議案

第1号議案 令和6年度 事業報告（案） 承認の件

第2号議案 令和6年度 決算報告（案） 承認の件

令和6年度監査報告

第3号議案 定款変更（目的、事業、任期等） 承認の件

第4号議案 役員選出 承認の件

報告・質疑 令和7年度事業計画について

報告・質疑 令和7年度事業予算について

(2) 理事会

年5回開催

開催場所 すけっとファミリー2F 研修室

以上

令和 8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日)

1. 事業実施の概略

(1) 重点的な取り組み

○令和 8 年度の重点的な取り組み事項（令和 7 年度の継続）

- ①【訪問・通所】組織運営の安定のため、役割（担当）の明確化、業務の整理・改善（業務の可視化、課題整理、明確化など）及び評価制度の見直しを行い、会議機会を増やす。
- ②【居宅】特定事業所加算の取得及び基準に沿った運営の実施
- ③【全体】サービス提供量維持のための職員の確保
- ④【全体】「認定 NPO 法人」を活かした寄附者数を増やすための計画を策定し実施する。
- ⑤【全体】地域とコラボレーション（共同）する機会の創出とすけっとファミリーの活動への参加者（賛助会員、ボランティア会員含む）を増やす。

(2) 事業実施の概略

瑞穂区及びその近隣に対して、高齢者・障害者及びその他手助けを必要とする人たちの介護・家事援助等を中心に活動を行います。さらに令和 5 年度から行っている「まま食堂」（みずほみんなの食堂×すけっとファミリー）を継続し、定款（事業）変更して設けた「⑩その他目的を達成するための事業」を活かし、より「地域とコラボレーション（共同）する機会」を創出していきます。

令和 7 年度計画概略の「さらなる地域貢献・発展のために「事業体」×「ボランティア活動」の展開を模索」を継続し、“会話で生まれる笑顔のつながり”をキーワードにフォーマルな「高齢者・障害者介護保険事業」で育んできた地域との笑顔のつながりをインフォーマルな「在宅支援」や「ボランティア活動」で底上げし、より豊かな地域づくりに貢献していきたいと思ひます。

「高齢者・障害者介護保険事業」と「ボランティア活動」の両立を目標に、既存の組織・事業運営を滞りなく実施できる体制の構築を目指し点検、整備し、各種関係法令の確認及び順守の徹底を継続しつつ、事業を進めていきたいと思ひます。

上記の重点的な取り組み事項①～⑤を視座し、以下の種々の事業を実施していきます。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかわる事業

①訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業

(ア) 事業内容

高齢者・障害者・その他援助を必要とする人々の介護援助（入浴や排泄の介助・清拭・おむつ交換・食事介助・通院介助など）、家事援助（調理・買物・掃除など）

(イ) 実施日時

随時

(ウ) 実施場所

瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか

(エ) 従事者

正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

援助の必要な障害者・高齢者及びその他手助けを必要とする人々

(カ) 収入額：2,500,000円 ※保険外利用料

・利用料単価（2,500円）

(キ) 支出額：2,158,000円

・介護保険外人件費（1,910,000円）

・その他、この事業に係わる経費（248,000円）

②介護保険法による居宅サービス事業

(ア) 事業内容

援助を必要とする要介護者の訪問介護・通所介護

(イ) 実施日時

訪問介護 随時

通所介護 毎週月曜日から土曜日 9時40分～16時45分

(ウ) 実施場所

訪問介護 瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか

通所介護 瑞穂区弥富通三丁目45番地

(エ) 従事者

訪問介護：正会員及び活動会員

通所介護：正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

・訪問介護

援助の必要な要介護認定高齢者

・通所介護

一人住まいあるいは引きこもりがちな高齢者及び基準該当の障害者

(カ) 収入額：63,500,000円

1. 訪問介護利用料（27,500,000円）

- ・利用単価（介護保険報酬単価による）
 - 2. 通所介護利用料（36,000,000 円）
 - ・利用単価（介護保険報酬単価による）
 - (キ) 支出額：55,554,200 円
 - ・訪問介護人件費（20,280,000 円）
 - ・通所介護人件費（24,455,000 円）
 - ・その他、この事業にかかる経費（円）（10,819,200 円）
- 【訪問：3,176,000 円、通所：7,643,200 円】

③介護保険法による介護予防サービス事業
実施なし

④介護保険法による居宅介護支援事業

- (ア) 事業内容
介護保険サービスに係るケアプラン作成等
- (イ) 実施日時
月曜から金曜の午前9時から午後5時まで
- (ウ) 実施場所
瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか
- (エ) 従事者
介護支援専門員
- (オ) 受益対象者の範囲・延べ利用人数
居宅支援を必要とする人々
- (カ) 収入額：13,200,000 円
- (キ) 支出額：13,200,000 円

⑤介護保険法による小規模多機能の介護施設事業
実施なし

⑥介護保険法による第1号訪問事業及び第1号通所事業

- 1) 予防専門型訪問サービス
 - (ア) 事業内容
援助を必要とする要支援者の訪問介護
 - (イ) 実施日時
訪問介護 随時
 - (ウ) 実施場所
訪問介護 瑞穂区
 - (エ) 従事者

訪問介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲及び利用件数

援助の必要な要支援認定高齢者

(カ) 収入額 : 15,000,000 円

・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 12,934,000 円

・人件費 (11,458,000 円)

・その他、この事業にかかる経費 (1,476,000 円)

2) 生活支援型訪問サービス

(ア) 事業内容

援助を必要とする要支援者の訪問介護

(イ) 実施日時

訪問介護 随時

(ウ) 実施場所

訪問介護 瑞穂区

(エ) 従事者

訪問介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲及び利用件数・人数

援助の必要な要支援認定高齢者

(カ) 収入額 : 100,000 円

・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 86,000 円

・人件費 (76,000 円)

・その他、この事業にかかる経費 (10,000 円)

3) 予防専門型通所サービス

(ア) 事業内容

援助を必要とする要支援者の通所介護

(イ) 実施日時

通所介護 毎週月曜日から土曜日 9時40分～16時45分

(ウ) 実施場所

通所介護 瑞穂区弥富通三丁目 45 番地

(エ) 従事者

通所介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

一人住まいあるいは引きこもりがちな高齢者

(カ) 収入額 : 4,000,000 円

・利用単価 (介護保険報酬単価による)

(キ) 支出額 : 3,975,000 円

- ・人件費 (3,026,000 円)
- ・その他、この事業にかかる経費 (949,000 円)

⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業及び
障害福祉サービス事業

(ア) 事業内容

- ・障害福祉サービス : 障害者 (児) の援助を必要とする人々の介護援助、移動、家事援助等を行う
- ・生活介護 : 一人住まいあるいは引きこもりがちな障害者 (基準該当)

(イ) 実施日時

- ・障害福祉サービス 随時
- ・生活介護 毎週月曜日から土曜日 9 時 40 分～16 時 45 分

(ウ) 実施場所

- ・障害福祉サービス 瑞穂区を中心に昭和区・天白区・南区ほか
- ・生活介護 瑞穂区弥富通三丁目 45 番地

(エ) 従事者

- ・障害福祉サービス 正会員及び活動会員
- ・生活介護 正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

- ・障害福祉サービス : 援助の必要な障害者 (児)
- ・生活介護 : 一人住まいあるいは引きこもりがちな障害者

(カ) 収入額 : 31,600,000 円

- ・障害福祉サービス (23,600,000 円)
【障害者自立 : 19,429,000 円 移動支援 : 4,171,000 円】

- ・生活介護 (8,000,000 円)

(キ) 支出額 : 28,299,000 円

- ・障害福祉サービス (20,353,000 円)
 - ・人件費 (18,029,000 円) 【自立 : 14,843,000 円 移動 : 3,186,000 円】
 - ・その他この事業に係る経費 (2,324,000 円) 【自立 : 1,913,000 円 移動 : 411,000 円】
- ・生活介護 (7,946,000 円)
 - ・人件費 (6,049,000 円)
 - ・その他、この事業に係る経費 (1,897,000 円)

⑧介護教室、ホームヘルパーの教育研修事業

計画なし (随時実施)

※令和 5 年度までは特定非営利活動法人なごや福祉ネットが名古屋市から受託する「名古屋市日常生活支援研修」の受講生の受け入れを行っていましたが、今年度は受託しなかった

め、「計画なし」、他団体の依頼があったタイミングでの随時実施にしています。

⑨子育て支援サービス事業

(ア) 事業内容

共働き家庭のお子さんの送迎や緊急時の送迎・留守番。ひとり親家庭や産後家庭の家事援助等

(イ) 実施日時

随時

(ウ) 実施場所

瑞穂区

(エ) 従事者

正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

手助けを必要とする共稼ぎ家庭・ひとり親家庭及び産前産後の家庭の子どもやその家族
・産後ヘルプ 延べ利用件数
・ひとり親 延べ利用件数

(カ) 収入額 : 900,000 円

(キ) 支出額 : 776,000 円 (人件費 : 687,000 円 その他この事業に係る経費 : 89,000 円)

⑩移送サービス事業

計画なし

⑪デイサービス事業

計画なし (随時実施)

⑫配食サービス事業

計画なし

⑬福祉やまちづくりに関する啓発や調査研究事業

計画なし

⑭福祉やまちづくりに関する用具や物品の提供事業

計画なし

⑮福祉やまちづくりに関する相談助言事業

居宅介護支援事業所で「高齢者なんでも相談室」として実施

⑯高齢者や障害者等の自立や生活を支援する事業

(ア) 事業内容

無料で部屋を提供し、様々な教室を開いてもらい、高齢者障害者など引き籠もりがちな方々に趣味と生き甲斐に繋がるきっかけを提供。また、新たにボランティア活動を展開。

(イ) 実施日時

雁道すけっと茶論 : 毎月第3木曜日(絵手紙) 13時～15時

弥富通すけっと茶論 : 毎月第4木曜日(絵手紙) 13時半～15時半

(ウ) 実施場所

雁道すけっと茶論 : ハットリ本店(滝子商店街)(絵手紙)

弥富通すけっと茶論 : すけっとファミリー研修室(絵手紙)

(エ) 従事者

すけっとファミリースタッフ

(オ) 受益対象者

高齢者・障害者その他地域の方々

(カ) 収入額 : 50,000 円

(キ) 支出額 : 100,000 円

⑩福祉やまちづくりに関する場所提供事業

(ア) 事業内容

地域の課題解決のために活動している個人、団体に対して、すけっとファミリーの場所を提供する。

(イ) 実施日時

①まま食堂 : 毎月第2金曜日 17:00～20:00

(ウ) 実施場所

①デイサロンりふれ

(エ) 従事者

①正会員及び活動会員

(オ) 受益対象者の範囲

地域の課題解決のために活動している個人、団体

(カ) 収入額 : 0 円

(キ) 支出額 : 30,000 円(人件費 : 30,000 円)

⑪福祉に関する講演会事業

計画なし

⑫その他目的を達成するための事業

(ア) 事業内容

すけっとファミリーの目的を達成するための事業を試験的に行う。事業の継続性(事業化)が見込める場合は上記の他事業同様、項目を設けて明確化する。

(イ) 実施日時(未定)

(ウ) 実施場所 (未定)

(エ) 従事者：すけっとファミリー会員

(オ) 受益対象者：高齢者、障害者、その他地域の方々

(カ) 収入額 (未定)

(キ) 支出額 (未定)

※事業内容、実施日時、実施場所、収入額、支出額は理事会にて承認を得る。

3. 会議の開催に関する事項

(1) 総会

(ア) 開催日時及び場所

令和8年6月4日(木) 午後18時から18時45分

瑞穂区弥富通三丁目45番地 デイサロンりふれ

(イ) 議案

第1号議案 令和7年度 事業報告(案) 承認の件

第2号議案 令和7年度 決算報告(案) 承認の件

令和7年度監査報告

報告・質疑 令和8年度事業計画について

報告・質疑 令和8年度事業予算について

(2) 理事会

年4回開催

開催場所 すけっとファミリー2F 研修室

以上

令和7年度（第26期）「特定非営利活動に係る事業会計」活動予算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

特定非営利活動法人 すけっとファミリー

単位：円

科 目	25期予算	26期予算	備 考
I 経常収入の部			
1 受取会費			
1) 正会員入会金収入	-	-	
2) 活動会員入会金収入	-	-	
3) 利用会員入会金収入	-	-	
4) 個人賛助会員会費収入	1,200,000	1,200,000	400口@3,000円
5) 団体賛助会員会費収入	100,000	30,000	3口@10,000円
6) 正会員会費収入	66,000	60,000	30名@2,000円
7) 活動会員会費収入	-	-	
8) 利用会員会費収入	-	-	
9) その他	-	-	
	1,366,000	1,290,000	
2 受取寄付金			
1) 寄付金収入	100,000	100,000	
	100,000	100,000	
3 受取助成金等			
1) 助成金収入	300,000	300,000	名古屋市（人材育成）
2) 補助金収入	0	291,500	物価高騰対策支援金
	300,000	591,500	
4 事業収益			
①訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業	2,500,000	2,500,000	
②介護保険による居宅サービス事業	27,500,000	27,500,000	訪問
〃	36,000,000	36,000,000	通所
④居宅介護支援事業	12,000,000	13,200,000	
⑥介護保険による第1号訪問・通所事業	19,100,000	19,100,000	
1) 予防専門型訪問サービス	15,000,000	15,000,000	訪問
2) 生活支援型訪問サービス	100,000	100,000	訪問
3) 予防専門型通所サービス	4,000,000	4,000,000	通所
⑦障害者生活支援事業及び障害福祉サービス事業	23,600,000	23,600,000	障害福祉サービス（訪問）
〃	8,000,000	8,000,000	障害者生活介護（通所）
⑧介護教室、ホームヘルパーの教育研修事業	0	0	
⑨子育て支援サービス事業	900,000	900,000	
⑩高齢者や障害者等の自立や生活支援事業	50,000	50,000	
⑪福祉やまちづくりに関する場所提供事業	0	0	
⑫その他目的を達成するための事業	0	0	
	129,650,000	130,850,000	※訪問：580万円/月、居宅：110万円/月、 通所：400万円/月
5 その他収益			
1) 受取利息	100	100	
2) 雑収入	50,000	50,000	
	50,100	50,100	
経常収益合計	131,466,100	132,881,600	
II 経常費用			
1 事業費			
1) 人件費	98,183,200	98,383,200	
1) 給与	87,353,200	87,353,200	常勤・スタッフ活動費
2) 退職金	0	0	
3) 派遣職員費	600,000	800,000	人材派遣料
4) 法定福利費	8,910,000	8,910,000	社会・雇用・労働保険
5) 福利厚生費	1,320,000	1,320,000	通勤手当・健康診断料、ヘルパー土産他
2) その他の経費	18,060,000	19,229,000	
1) 業務委託費	0	0	
2) 研修費	30,000	30,000	外部研修 ※スタッフ研修費は人件費計上
3) 広告宣伝費	500,000	500,000	求人広告、HPのリニューアル他
4) 印刷製本費	300,000	300,000	コピー（複合機）料金、封筒印刷
5) 交際費	0	0	
6) 会議費	0	0	
7) 旅費交通費	1,500,000	1,500,000	ヘルパー活動交通費（コインバなど）、ボラ交通費他

8) 通信費	950,000	950,000	電話、携帯電話、FAX、切手
9) 消耗品費	500,000	500,000	パソコン・タブレット等
10) 事務用品費	500,000	500,000	コピー用紙、インク、文具他
11) 食料費	1,800,000	2,000,000	リフレランチ食材
12) 衛生消耗品費	600,000	859,000	衛生用品（消毒剤、マスク、手袋他）
13) 修繕費	150,000	150,000	電動自転車他
14) 水道光熱費	1,760,000	2,000,000	ガス、水道、電気、灯油
15) 新聞図書費	60,000	50,000	書籍
16) 燃料費	600,000	600,000	ガソリン代
17) 車両費	500,000	800,000	車検代、整備代、洗車代他
18) 保険料	730,000	730,000	スタッフ保険、自動車保険他
19) 減価償却費	1,800,000	1,800,000	建物・車・1Fエアコン・電動自転車他
20) 地代家賃	3,230,000	3,230,000	家賃・駐車場代
21) リース料	650,000	650,000	ALSOK、パソコンセキュリティ、介舟ソフト、2階エアコン
22) 租税公課	100,000	80,000	自動車税、車検重量税、印紙
23) 雑費	1,800,000	2,000,000	人材紹介料（2人）、振込手数料、消防点検、絵手紙会場費他
24) 講師料	0	0	
	116,243,200	117,612,200	
2 管理費			
1) 人件費	9,658,000	9,658,000	
1) 給与	8,415,000	8,415,000	兼務理事2名・職員2名（内1名兼務）
2) 退職金	0	0	
3) 法定福利費	968,000	968,000	社会・雇用・労働保険
4) 福利厚生費	275,000	275,000	WiFi、給茶機、懇親会（総会後）、親睦会、健診他
2) その他の経費	4,541,000	4,602,000	
1) 業務委託費	1,600,000	1,600,000	社労士、税理士
2) 研修費	50,000	50,000	お茶の水ケア、フォーラム参加費他
3) 広告宣伝費	500,000	500,000	イキシア、求人広告、HPのリニューアル他
4) 印刷製本費	100,000	100,000	コピー（複合機）料金、封筒印刷
5) 交際費	10,000	10,000	居宅開業、看護多機能
6) 会議費	10,000	10,000	運営指導
7) 旅費交通費	60,000	60,000	会議等交通費他
8) 通信費	150,000	200,000	電話、携帯電話、年賀状、クリスマスカード、ウエルバスター他
9) 消耗品費	300,000	200,000	パソコン・タブレット等
10) 事務用品費	160,000	150,000	コピー用紙・プリンターインク他文具
11) 修繕費	50,000	150,000	フロアークリーニング、消防点検他
12) 水道光熱費	170,000	180,000	電気・水道・ガス・灯油
13) 新聞図書費	10,000	10,000	シルバー産業新聞他
14) 諸会費	190,000	220,000	弥生、名介研、各種団体年会費他
15) 行事費	0	0	春まつり、わくわくみずほまつり
16) 保険料	60,000	60,000	自動車保険・スタッフ賠償保険他
17) 寄付金	0	0	
18) 減価償却費	230,000	280,000	建物他
19) 地代家賃	620,000	620,000	家賃・駐車場
20) リース料	120,000	140,000	ALSOK、パソコンセキュリティ、介舟ソフト、ダスキン他
21) 租税公課	1,000	1,000	印紙
22) 雑費	150,000	61,000	機密文書廃棄、振込手数料他
	14,199,000	14,260,000	
経常費用合計	130,442,200	131,872,200	
当期経常増減額	1,023,900	1,009,400	
II 経常外費用			
1) 支払利息	30,389	13,724	日本政策金融公庫
2) 固定資産除却損	0	0	
経常外費用合計	30,389	13,724	
税引前当期正味財産増減額	993,511	995,676	
法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	
税引後当期正味財産増減額	922,511	924,676	
前期繰越正味財産額	24,720,288	25,642,799	
次期繰越正味財産額	25,642,799	26,567,475	

令和8年度（第27期）「特定非営利活動に係る事業会計」活動予算書

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

特定非営利活動法人 すけっとファミリー

単位：円

科 目	26期予算	27期予算	備 考
I 経常収入の部			
1 受取会費			
1) 正会員入会金収入	-	-	
2) 活動会員入会金収入	-	-	
3) 利用会員入会金収入	-	-	
4) 個人賛助会員会費収入	1,200,000	1,200,000	400口@3,000円
5) 団体賛助会員会費収入	30,000	30,000	3口@10,000円
6) 正会員会費収入	60,000	60,000	30名@2,000円
7) 活動会員会費収入	-	-	
8) 利用会員会費収入	-	-	
9) その他	-	-	
	1,290,000	1,290,000	
2 受取寄付金			
1) 寄付金収入	100,000	100,000	
	100,000	100,000	
3 受取助成金等			
1) 助成金収入	300,000	300,000	名古屋市（人材育成）
2) 補助金収入	291,500	0	物価高騰対策支援金
	591,500	300,000	
4 事業収益			
①訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業	2,500,000	2,500,000	
②介護保険による居宅サービス事業	27,500,000	27,500,000	訪問
〃	36,000,000	36,000,000	通所
④居宅介護支援事業	13,200,000	13,200,000	
⑥介護保険による第1号訪問・通所事業	19,100,000	19,100,000	
1) 予防専門型訪問サービス	15,000,000	15,000,000	訪問
2) 生活支援型訪問サービス	100,000	100,000	訪問
3) 予防専門型通所サービス	4,000,000	4,000,000	通所
⑦障害者生活支援事業及び障害福祉サービス事業	23,600,000	23,600,000	障害福祉サービス(訪問)
〃	8,000,000	8,000,000	障害者生活介護(通所)
⑧介護教室、ヘルパーの教育研修事業	0	0	
⑨子育て支援サービス事業	900,000	900,000	
⑯高齢者や障害者等の自立や生活支援事業	50,000	50,000	
⑰福祉やまちづくりに関する場所提供事業	0	0	
⑲その他目的を達成するための事業	0	0	
	130,850,000	130,850,000	※訪問：580万円/月、居宅：110万円/月、 通所：400万円/月
5 その他収益			
1) 受取利息	100	100	
2) 雑収入	50,000	50,000	
	50,100	50,100	
経常収益合計	132,881,600	132,590,100	
II 経常費用			
1 事業費			
1) 人件費	98,383,200	98,383,200	
1) 給与	87,353,200	87,353,200	常勤・スタッフ活動費
2) 退職金	0	0	
3) 派遣職員費	800,000	800,000	人材派遣料
4) 法定福利費	8,910,000	8,910,000	社会・雇用・労働保険
5) 福利厚生費	1,320,000	1,320,000	通勤手当・健康診断料、ヘルパー土産他
2) その他の経費	19,229,000	18,729,000	
1) 業務委託費	0	0	
2) 研修費	30,000	30,000	外部研修 ※スタッフ研修費は人件費計上
3) 広告宣伝費	500,000	500,000	求人広告、HPのリニューアル他
4) 印刷製本費	300,000	300,000	コピー（複合機）料金、封筒印刷
5) 交際費	0	0	
6) 会議費	0	0	
7) 旅費交通費	1,500,000	1,500,000	ヘルパー活動交通費（コインバなど）、ボラ交通費他

8) 通信費	950,000	950,000	電話、携帯電話、FAX、切手
9) 消耗品費	500,000	500,000	パソコン・タブレット等
10) 事務用品費	500,000	500,000	コピー用紙、インク、文具他
11) 食材費	2,000,000	2,000,000	リフレランチ食材
12) 衛生消耗品費	859,000	859,000	衛生用品（消毒剤、マスク、手袋他）
13) 修繕費	150,000	150,000	電動自転車他
14) 水道光熱費	2,000,000	2,000,000	ガス、水道、電気、灯油
15) 新聞図書費	50,000	50,000	書籍
16) 燃料費	600,000	600,000	ガソリン代
17) 車輛費	800,000	300,000	車検代、整備代、洗車代他
18) 保険料	730,000	730,000	スタッフ保険、自動車保険他
19) 減価償却費	1,800,000	1,800,000	建物・車・1Fエアコン・電動自転車他
20) 地代家賃	3,230,000	3,230,000	家賃・駐車場代
21) リース料	650,000	650,000	ALSOK、パソコンセキュリティ、介舟ソフト、2階エアコン
22) 租税公課	80,000	80,000	自動車税、車検重量税、印紙
23) 雑費	2,000,000	2,000,000	人材紹介料（2人）、振込手数料、消防点検、絵手紙会場費他
24) 講師料	0	0	
	117,612,200	117,112,200	
2 管理費			
1) 人件費	9,658,000	9,658,000	
1) 給与	8,415,000	8,415,000	兼務理事2名・職員2名（内1名兼務）
2) 退職金	0	0	
3) 法定福利費	968,000	968,000	社会・雇用・労働保険
4) 福利厚生費	275,000	275,000	WiFi、給茶機、懇親会（総会後）、親睦会、健診他
2) その他の経費	4,602,000	4,602,000	
1) 業務委託費	1,600,000	1,600,000	社労士、税理士
2) 研修費	50,000	50,000	お茶の水ケア、フォーラム参加費他
3) 広告宣伝費	500,000	500,000	イキシア、求人広告、HPのリニューアル他
4) 印刷製本費	100,000	100,000	コピー（複合機）料金、封筒印刷
5) 交際費	10,000	10,000	居宅開業、看護多機能
6) 会議費	10,000	10,000	運営指導
7) 旅費交通費	60,000	60,000	会議等交通費他
8) 通信費	200,000	200,000	電話、携帯電話、年賀状、クリスマスカード、ウイスキー他
9) 消耗品費	200,000	200,000	パソコン・タブレット等
10) 事務用品費	150,000	150,000	コピー用紙・プリンター他文具
11) 修繕費	150,000	150,000	フローアクリーニング、消防点検他
12) 水道光熱費	180,000	180,000	電気・水道・ガス・灯油
13) 新聞図書費	10,000	10,000	シルバー産業新聞他
14) 諸会費	220,000	220,000	弥生、名介研、各種団体年会費他
15) 行事費	0	0	春まつり、わくわくみずほまつり
16) 保険料	60,000	60,000	自動車保険・スタッフ賠償保険他
17) 寄付金	0	0	
18) 減価償却費	280,000	280,000	建物他
19) 地代家賃	620,000	620,000	家賃・駐車場
20) リース料	140,000	140,000	ALSOK、パソコンセキュリティ、介舟ソフト、ダスキン他
21) 租税公課	1,000	1,000	印紙
22) 雑費	61,000	61,000	機密文書廃棄、振込手数料他
	14,260,000	14,260,000	
経常費用合計	131,872,200	131,372,200	
当期経常増減額	1,009,400	1,217,900	
Ⅱ 経常外費用			
1) 支払利息	13,724	150	日本政策金融公庫
2) 固定資産除却損	0	0	
経常外費用合計	13,724	150	
税引前当期正味財産増減額	995,676	1,217,750	
法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	
税引後当期正味財産増減額	924,676	1,146,750	
前期繰越正味財産額	25,642,799	26,567,475	
次期繰越正味財産額	26,567,475	27,714,225	